

中津市ゼロカーボン推進パートナー制度実施要綱

令和 7 年 2 月 7 日中環政第 2 1 7 0 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に賛同する事業者及びその他団体（以下「事業者等」という。）を中津市ゼロカーボン推進パートナー（以下「推進パートナー」という。）として認定し、中津市（以下「市」という。）と推進パートナーが連携し、ゼロカーボン達成に向けた取組みの一層の推進を図ることを目的とする。

(対象)

第 2 条 本制度の対象は、次に掲げる全ての条件を満たす事業者等とする。

- (1) 中津市内に事業所等を有すること。ただし、中津市内に事業所等を有していない事業者等において、市長が本市の脱炭素社会の実現に寄与すると認める場合は、この限りでない。
- (2) ゼロカーボンの達成に貢献する取組みを率先的に実施していること又は当該取組みを 1 年以内に実施する予定があること。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 特定の政治・思想・宗教等の啓発を本制度参加の目的としていないこと。
- (5) 法令違反その他推進パートナーとして認定するにふさわしくない事実がないこと。

(申請)

第 3 条 推進パートナーとして認定を希望する事業者等は、中津市ゼロカーボン推進パートナー申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書の提出があったときは、市長は前条各号に規定する事項に基づき審査し、適当と認めた場合には、推進パートナーとして認定を行うものとする。

3 市長は、前項の規定による認定を行ったときは、認定した推進パートナーに、中津市ゼロカーボン推進パートナー認定証（様式第2号）を交付するとともに、市ホームページにおいて公表するものとする。

（協力）

第4条 推進パートナーは、ゼロカーボンの達成に資する市の施策に可能な範囲で協力するものとする。

2 推進パートナーは、前項の規定に基づき取り組んだ状況について、年に1回以上、市長に報告するものとする。

3 前項の規定により報告を受けた取組み内容について、推進パートナーの同意が得られた場合は、市ホームページで公表するものとする。

4 市は、推進パートナーに必要な応じてゼロカーボン達成に向けた有益な情報を提供する等、推進パートナーの取組みを支援するものとする。

（変更）

第5条 推進パートナーは、認定を受けた後、登録状況に変更が生じた場合は、市長に中津市ゼロカーボン推進パートナー変更届（様式第3号）を提出し、登録情報の変更を行うものとする。

（認定期間）

第6条 推進パートナーの認定期間は、認定日から当該年度の末日までとする。ただし、認定期間が満了する日までに推進パートナーから辞退の申出がない場合は、1年間延長するものとし、以後においても同様とする。

（認定の辞退）

第7条 推進パートナーが認定を自ら辞退するときは、中津市ゼロカーボン推進パートナー辞退届（様式第4号。以下「辞退届」という。）を提出するものとする。

2 辞退届を提出した推進パートナーは、認定期間を満了せずに、その申出と同時に、当該認定の効力を失う。

（認定の取消）

第8条 市長は、推進パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

（1） 第2条に規定する対象でなくなったとき。

（2） 推進パートナーが廃業又は解散をしたとき。

(3) その他市長が推進パートナーとして適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項に規定する認定の取り消しをしたときは、中津市ゼロカーボン推進パートナー認定取消通知書（様式第5号）により通知する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、中津市ゼロカーボン推進パートナー認定制度の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。